

佐賀県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年一月二十二日から平成二十二年二月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	後 変 更 前 の 別
県道 市武諸富線	神崎市千代田町崎村字二本 松一八番二地先から 神崎市千代田町崎村字三本 杉二二六八番一地先まで	後 五二・七 九・一
	神崎市千代田町崎村字二本 松一八番二地先から 神崎市千代田町崎村字三本 杉二二六八番一地先まで	前 一、二・五 二・六
		幅員 メートル 延長 メートル